

奈良県告示第百七十七号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第十三条第一項の規定により、家畜伝染病の発生があつた旨、次のとおり届出があつた。

令和五年八月四日

奈良県知事 山下 真

一 家畜伝染病の種類

ヨ―ネ病

二 家畜の種類

乳用牛

三 患畜及び疑似患畜の区分並びにその頭羽数

患畜 一頭

四 発生の場所又は区域

五條市

五 発生年月日

令和五年七月二十七日

六 その他参考となるべき事項

当該牛は、法令殺にて処分